

新技術・新製品開発事業化可能性調査事業の募集について

公益財団法人石川県産業創出支援機構

公益財団法人石川県産業創出支援機構では、新技術・新製品開発事業化可能性調査事業を下記のとおり募集いたします。

記

1 対象事業

次に掲げる事業に対して、補助金を交付します。

(1) 事業内容

①県内企業単独、又は②県内企業と大学等・企業間からなる連携体（以下「連携体」）が実施する、新技術・新製品等の研究開発、又は外部からの知的財産の導入を想定した新技術・新製品等の開発において必要となる F/S 調査（実用化可能性調査、技術課題解決のための調査、市場調査等、以下：「本調査」）。

ただし、今回応募する事業が、同一年度内に他の補助金等による財政支援を受けている又は受ける予定の場合、審査の対象となりません。

(2) 実施期間

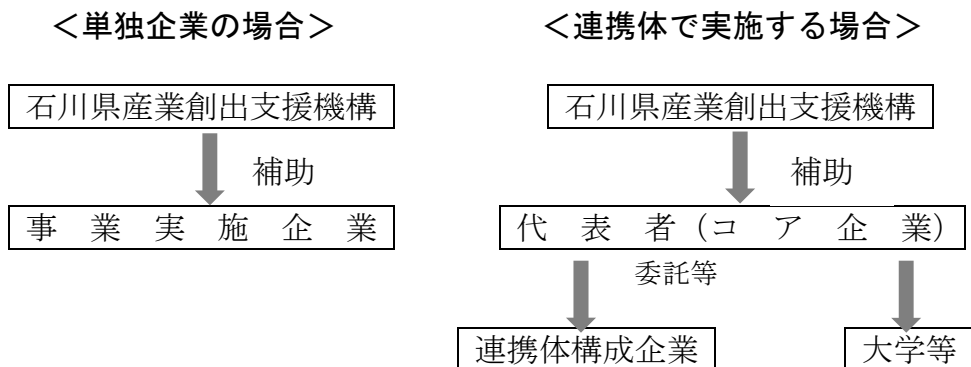
9ヶ月程度

※なお、年度をまたがる事業は対象となりません。

(3) 事業の実施方法等

石川県産業創出支援機構から、企業（連携体で実施する場合は、連携体の代表者（コア企業））に対して補助金を交付します。

※他の連携体構成企業等は、基本的に代表者（コア企業）からの委託等により共同開発を実施することとなります。



2 対象者（補助金の交付先）

次に掲げる項目の全てに該当する者としてします。

- 石川県内に事業所を有する企業（次の①～③のいずれかに該当）であること、又はその他企業の振興に係る事業を行う石川県内の財団法人等であること。

- ①：県内に本社のある企業
- ②：県内に事業本部又はそれに類する組織を持つ企業
（開発成果の事業展開が当該組織で行われる場合に限る。）
- ③：県内に開発部門を有する企業（本研究開発が当該開発部門で主体的に行われ、かつ開発成果が本県の産業政策上有効と認められるもの。）

- 上記「1 対象事業」を主体となって実施する者であること。

※連携体を構成する場合は、上記「1 対象事業」の実施を目的とする連携体の代表者として事業全体の管理を行う者であること。

<「連携体」の定義>

次に掲げる各項目の全てに該当するものとしてします。

- ①：代表者(コア企業)は石川県内に事業所を有する企業であること。
- ②：代表者(コア企業)に加え、企業又は大学を含んだ2者以上の連携であること。
- ③：連携体の構成員は本事業の実施に関係する者であること。
- ④：連携体は、基本的に研究開発に関して相互補完的な関係とし、連携体内での役割分担が明確で、その内容について合意済であること。

※建物の建設等を目的とした共同企業体、製品の販売のみを目的とした商社・代理店等との関係、随時発生する物品等の購入先との関係等は、「連携」とはみなしません。意見やアドバイス等をもらう場合は、アドバイザーとしてください。

3 補助金額及び対象となる経費（補助対象経費）

(1) 補助金額

1,000千円以内（補助率：定額 10/10）

- ただし、下記のいずれかに当てはまる場合は2,000千円以内。
- ①本調査の結果を踏まえて、国等の研究開発助成事業への申請を予定している
- ②海外研究機関または国立研究開発法人との連携による研究開発を行う

(2) 対象となる経費（補助対象経費）

項目	内容
材料・消耗品費	本調査の遂行に直接使用する材料、消耗品等の購入に要する費用
旅費	本調査の遂行に必要な資料・情報収集等を行うための旅費
謝金	外部の者から本調査の遂行に必要な専門知識の提供を受けるために支払う謝礼
通訳・翻訳料	通訳または翻訳を依頼する場合に支払われる経費
機器・設備等賃借料	本調査の遂行に必要な機器・設備等の借上に要する費用

外注加工・評価分析費	調査の遂行に必要な試験片の加工、分析・検査等の外注依頼に要する費用
委託費	本調査の一部を委託するために必要な費用。大学や公設試験研究機関との共同研究、先行技術調査（特許調査）、市場調査等。総事業費の50%未満であること
その他の経費	上記に掲げるもののほか、理事長が特に必要と認める経費

※内容により補助対象外となる支出経費もあるため、不明な点は支出前に石川県産業創出支援機構にお問い合わせください。

4 採択件数

3件程度を予定しています。

5 募集期間及び応募方法

(1) 募集期間

平成30年4月20日（金）から平成30年5月21日（月）午後4時（必着）

※「事業計画書」の提出は、直接持参または郵便に限ります（FAX、電子メールでの提出はできません）。

(2) 提出物

上記の「1 対象事業」及び「2 対象者」に該当し、補助金の交付を受けようとする場合は、以下の資料を1部ずつ提出してください。

①「事業計画書（別添様式）」

②「申請者、連携体構成企業の決算書（直近2カ年分）」

※決算書は、大学、公的試験研究機関の場合は不要

※経営革新計画等の認定事業者は、加点の対象となる場合がありますので、上記に加え、認定書の写しを提出してください。

※事業計画書の様式は、石川県産業創出支援機構のホームページからダウンロードできます。

【URL】 <https://www.isico.or.jp/site/shinseihin/jisedaifund-fs.html>

(3) 提出先及び問い合わせ先

(公財)石川県産業創出支援機構プロジェクト推進部（担当：競、石田、山崎）

〒920-8203 石川県金沢市鞍月2丁目20番地 石川県地場産業振興センター新館2F

TEL:076-267-6291 FAX:076-268-1322

6 事業の選定について

以下の審査方法により、事業を選定します。

(1) 審査方法（予定）

提案案件は、外部専門家等が下記審査基準に基づき評価採点を行い、その結果を踏まえて石川県産業創出支援機構が採択案件を決定します。

- ・提案書の内容に関するヒアリングを実施する場合があります。
- ・審査経過に関する問い合わせには応じられません。
- ・採択案件の決定後、速やかに採択もしくは不採択の通知を行います。
- ・採択案件については資格要件の確認後、補助金交付の手続きに移行することになります。

(2) 審査基準

●F/S 調査（実施内容）について

①本調査の体制の妥当性

本調査を行う十分な体制が整っているか。

②本調査の目的・目標・必要性

本調査又は知的財産の移転の目的・目標が妥当及び本調査の必要性

③基礎となる技術の優位性

本調査の基礎となる研究開発技術又は知的財産移転後の新技術・新製品の優位性

④本調査の実施内容・方法の妥当性

実施内容や方法が妥当か

●事業化計画（事業化面）について

①事業化計画の妥当性

事業概要、スケジュール、知財戦略、製品販売方法、体制等が妥当か。

※応募申請時に有効な経営革新計画等の認定を受けている事業者（申請中を含む）は、加点の対象となる場合があります。

7 スケジュール（予定）

	時 期
募集	4月20日（金）～5月21日（月）
審査・採択	5月下旬～6月下旬
事業開始	6月中

8 その他事業にあたっての注意事項

採択された場合は、以下の条件を守らなければなりませんので御了承ください。

(1) 報告書の提出

補助金は、原則として対象事業の実績報告書（当該年度の成果に係る報告書及び使用した経費に係る経理的証拠書類等）を提出いただき、その内容を確認した上で交付します。

事業の終了後5年間、事業化等の状況について報告書の提出を求められます。

(2) 補助事業の変更等

交付決定を受けた後、事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

(3) 書類の保存

事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

(4) 検査

事業期間中（年度終了後）又は事業終了後の確定検査のため、必要に応じて実地検査に入ることがあります。

（５）収益納付

本事業による事業化又は知的財産権の譲渡又は実施権設定及びその他当該事業の実施結果の他への供与により収益が得られたと認められる場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額について納付を求めることがあります。